

奈良県決定

大和都市計画道路の変更について

次の付議案を提出する。

平成22年 7月22日

奈良県都市計画審議会会長

都計第18号の4
平成22年 7月14日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について

(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更（奈良県決定）

都市計画道路中3・2・1号国道24号バイパス線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・2・1	国道24号 バイパス線	奈良市 歌姫町	橿原市 新堂町	奈良市左京五丁目、六丁目、 佐保台西町、佐紀町、法華寺 町、法蓮町、二条大路南一丁 目、二丁目、三条大路一丁 目、二丁目、四条大路一丁 目、尼辻町、柏木町、大安寺 町、八条町、八条五丁目、四 丁目、一丁目、香町、西九 条三丁目、四丁目、五丁目、 大和郡山市下三橋町、稗田 町、美濃庄町、大江町、発志 院町、横田町、伊豆七条町、 八条町、天理市南六条町、 中町、二階堂北菅田町、二階 堂南菅田町、川西町大字下 永、大字結崎、天理市庵治 町、三宅町大字三河、大字伴 堂、田原本町大字黒田、大字 宮古、大字保津、大字十六 面、大字薬王寺、大字満田、 大字矢部、橿原市飯高町、小 槻町、大垣町、土橋町、曾我 町、曲川町七丁目、忌部 町、雲梯町	約26,580m		4車線	38m(20~170m)		京都府側30mを除く。ただし、奈良市歌姫町から西九条五丁目まで延長約8,150mの奈良国際文化観光都市設計画道路を含む。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	内 訳		奈良市法華寺町	奈良市四条大路二丁目		約1,150m	嵩上式		27~48m	
			大和郡山市八条町	天理市二階堂北菅田町		約380m	嵩上式		51~53m	
			天理市庵治町	三宅町大字三河		約460m	嵩上式		40~57m	
							約24,590m	地表式		20~170m

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」
理由：別紙、理由書のとおり

都市計画道路 国道24号バイパス線の変更理由書

1. 都市計画道路国道24号バイパス線 路線の概要

(都)国道24号バイパス線は、起点を奈良市歌姫町、終点を橿原市新堂町とする標準幅員38m、4車線、延長約26,580mの大和平野を南北に縦断する幹線道路であり、県中心部を縦貫し、県内各都市を連携する主要南北軸である。

昭和48年に都市計画決定し、平成8年には京奈和自動車道(大和道路)の都市計画決定に併せ、大和郡山市から橿原市まで都市計画変更し、最終平成15年に都市計画変更(車線明記のみ)している。

2. 都市計画変更の理由

(都)国道24号バイパス線は三宅町三河地区で(都)大和郡山川西三宅線と交差する。(都)大和郡山川西三宅線は、(都)国道24号バイパス線と同様に大和平野を南北に縦貫する(都)大和中央道路とを円滑に結ぶための幹線道路として位置付けられており、当初2車線で計画されていた。

当該路線に接続する(都)大和郡山川西三宅線の拡幅に伴い、接続部の交差点形状の見直しが必要となったため変更を行うものである。

3. 都市計画道変更の内容

- ・(都)大和郡山川西三宅線との接続部の区域を変更する。